

株式会社ドーガン

【手数料に関する事項】

求人企業が当社の紹介した候補者を採用した場合（以下、採用人材という）は、当該企業は当社に紹介手数料として、採用人材の年収の 30%に相当する金額（税別）を支払うものとする。尚、年収とは、採用人材に明示した月額給与（年収算定可能な諸手当はすべて含むが、通勤手当及び赴任手当は含まないものとする）の 12 ヶ月分と 1 年間の理論賞与額（1 年間に支払われる賞与に対応する査定期間すべてに在籍し、かつ、平均的な賞与査定を受けたと仮定して算出した年間賞与額）を合算した額をいうものとする。尚、試用期間経過後に本採用時に給与の見直しが予定されている場合は、想定される本採用時の給与を勘案した年収とする。

【返金制度に関する事項】

当社の紹介した採用人材が、求人企業に入社後、下記期間内に自己都合により退職した場合は、次の基準により、退職した月の翌月末日までに、当社は当該企業に紹介手数料を返金するものとする。尚、当該企業の事由により退職に至った場合は、この限りではない。

- (1) 入社後、1 ヶ月以内の退職の場合は、受領した紹介手数料の 80%相当額を返金する。
- (2) 入社後、3 ヶ月以内の退職の場合は、受領した紹介手数料の 50%相当額を返金する。
- (3) 入社後、6 ヶ月以内の退職の場合は、受領した紹介手数料の 10%相当額を返金する。